主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡田尚の上告趣意のうち、当裁判所及び高等裁判所の判例違反をいう点は、 所論引用の判例はいずれも本件と事案を異にし適切でなく、その余は、事実誤認、 量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五五年六月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	藤	崎	萬	里
	裁判官	団	藤	重	光
	裁判官	本	山		亨
	裁判官	中	村	治	朗
	裁判官	谷	П	正	孝